

タクシー等利用助成事業のご案内

町では平成27年度より、高齢の方や障がいをお持ちの方などが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、交通手段を確保・支援することを目的として、「タクシー等利用助成券」を交付しています。

対象となる方へは、ご案内文書と申請書を4月上旬に郵送しています。

交付を受けるためには、**申請が必要となります**ので、ご自宅へお送りした**申請書を記載のうえ、必要書類を添付して提出**してください。

【交付対象者】

- ① 令和2年4月1日現在、満70歳以上の町民の方
- ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの町民の方
- ③ 要介護又は要支援の認定を受けている町民の方
- ④ 上記①～③のいずれかの他、町税・使用料等の滞納がない方

【助成券額面】

1枚300円の助成券が20枚つづりとなった助成券を2冊（12,000円）

詳細につきましては、申請書と共に同封されているチラシをご覧ください。

※上記「交付対象者」に該当する方で、申請書等がご自宅に届いていない方、又はご不明な点などのお問合せは下記までご連絡ください。

お問合せ先・申請書提出先

役場 総務課 庶務係 ☎ 68-2111

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、浦臼町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

- (1) 訓練実施日時 令和2年5月20日（水）午前11時00分ころ
- (2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
① 防災行政無線	町内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 下りチャイム音



（※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【お問い合わせ先】

役場総務課庶務係 電話 68-2111

ほくもんフリーローン『まねき猫』

ご融資金利 年5.0%、年7.0%、年9.0%、年14.0%
 （固定金利・保証料含む）（平成27年4月1日現在）

※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。
 ※さらにお取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資額 500万円以内 ・ご利用期間 10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。

※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。

※詳しくは当金庫本支店窓口にお問合わせください。

他金融機関、クレジット、消費者金融で

ご利用中のローンの借換もOK

ふれあいを大切にする
北門信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

北門信用金庫 浦臼支店 TEL 68-2011

広
告

国民健康保険税は納期限内に必ず納めましょう!!

登記・相続に関するQ & A

◆第8回「土地家屋調査士ってどんな人？」

Q：土地家屋調査士ってどんな人？

A：土地家屋調査士は、土地や家屋（建物）を調査する専門家です。

- (1) 土地・建物の所有者に代わって、表示に関する登記の申請手続きをします。
調査結果をもとに、法務局へ提出する登記申請書、図面などを作成し、手続きを行います。土地・建物管理は、登記記録の表題部にその状況を正しく記載することから始まるといえます。土地については所在地番、地目及び地積を、建物についてはどこにどのような建物があるかを表題登記で確定します。
- (2) 土地・建物に関する調査・測量をします。
土地の管理は境界標の設置から始まります。境界標は所有する土地の範囲を確定します。土地売買、建物建築、住宅造成などをする時は、土地の境界が必要となり、安全な取引は地積の測定から始まります。地積測量図は土地の所在位置、形状及び面積を証明しています。
土地家屋調査士が土地の測量を行う時、隣接所有者へ境界の立会い、確認の作業を行います。「境界」とは、異筆の土地の間の境界で、客観的に固有なもの（最判昭和31年12月28日）とされているように公法上の境界とも定義され『筆界』つまり、地番の境を指します。
- (3) 筆界特定制度を活用するために土地所有者に代わって申請手続きをします。
筆界特定制度とは、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度です。土地家屋調査士は土地所有者に代わって申請手続きをいたします。
- (4) 土地の境界紛争を裁判によらない方法で解決します。（ADR認定土地家屋調査士）
従前は土地の境界紛争が生じた場合、時間と費用がかかる裁判等（調停あるいは筆界確定訴訟、所有権確定訴訟）で解決するしかありませんでした。
しかし、平成19年4月1日より「ADR法」が施行されました。裁判よりもコストや時間を抑えた境界紛争の解決の方法を定めたもので、ADR認定土地家屋調査士は、土地所有者の状況により最適な方法で問題解決にあたります。

■お問合せ先

札幌法務局滝川支局 0125-23-2330
 (ホームページ) <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>
 札幌土地家屋調査士会 011-271-4593
 (ホームページ) <http://www.saccho.com/>

専門家に相談してみませんか？ 無料法律相談会

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一先生による無料法律相談会が6月10日（水）午前10時から正午まで浦臼町商工会館にて開催されます。

相続、遺言、登記（法人・不動産）、債務整理、民事裁判、成年後見等について悩んでいる方等、専門家に相談してみませんか。

詳しくは、浦臼町商工会にお問合せください。

お問合せ 67-3331

※新型コロナウイルスの感染状況等により、中止となる場合があります。

あなたの
悩みに

すべての相談の相談料が
無料になりました。

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

「『渡さない』『教えない』で詐欺ブロック」周知キャンペーン実施中！

○キャッシュカードは「渡さない」

○暗証番号は「教えない」

警察、役所、金融庁職員をかたって・・・

カードを確認する

カードを交換する

カードを封筒に入れて保管する



こんな電話を受けたらすぐに切って110番または#9110へ！

北海道警察

2020年工業統計調査を実施します



政府統計



工業統計キャラクター・コウちゃん

- 2020年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、2020年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。
- 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

総務省・経済産業省・北海道・浦臼町

子ども相談支援センター 相談窓口のお知らせ

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなど相談してください。

●電話相談

0120-3882-56

（無料、毎日24時間対応）

●メール相談

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

※急ぎの場合は電話相談を利用してください。

●来所相談（10～16時、土日・祝日、年末年始はお休みです。）

子ども相談支援センター

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

※上記の電話相談で予約してください。

※センターのWebページに、「子ども相談支援センターへの相談事例」を掲載しています。次のURLからご覧ください。

URL:<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/soudanjirei.pdf>

限りある水資源を大切に！節水にご協力をお願いします！